

公園設計等業務委託（本町公園）

募集要項

公園設計等業務委託（本町公園）に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり参加者を募集いたします。

記

1 件名

公園設計等業務委託（本町公園）

2 業務内容

特記仕様書のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日まで（予定）

4 履行場所及び基礎情報

履行場所：渋谷区本町四丁目5番7号

面積：（現況）1,306 m² （拡張後）3,227.99m²

開園：昭和63年4月1日

既存の主な公園施設：防火水槽、親水施設、町会防災倉庫、トイレ等

5 提案上限金額

30,598,700 円（消費税含む）

6 参加資格

提案書提出者に要求される資格として、下記(1)～(6)の要件を全て満たす、単独の事業者（法人・団体及び個人）又は複数の事業者による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。
なお、契約締結までに参加資格を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 渋谷区における競争入札参加資格を有していることを原則とする。コンソーシアムの場合は、少なくとも1社が有していること。ただし、区の競争入札参加資格を有しない場合は、次の各号に掲げる書類を併せて提出するものとする。

ア 登記簿謄本（正本）（発行後3か月以内のもの。法人に限る。）

イ 商号登記簿謄本（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いる者に限る。）

ウ 身分証明書（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。本籍地の市区町村が発行するもの。）

エ 登記されていないことの証明書（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。）

オ 財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書）

カ 法人事業税の納税証明書（正本）（法人に限る。）

キ 法人税又は所得税の納税証明書その1（正本）

ク 消費税及び地方消費税の納税証明書その1（正本）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成9年3月27日区長決裁）による指名停止を受けていないこと。

(4) 渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成25年11月25日区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(5) 事業者の受託実績として、令和3年度から令和7年度までにおいて、公園の基本計画または基本設計業務の受託実績を有していること。上記の実績が契約書等で確認できること。（写し等を提出すること。）コンソーシアムの場合は1社以上が満たしていること。

(6) 主任技術者の業務実績として、令和3年度から令和7年度までにおいて、公園の基本計画または基本設計業務の受託実績を有していること。上記の実績が契約書等で確認できること。（写し等を提出すること。）

また、主任技術者の条件として、下記のいずれかの資格を有すること。

ア 技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）

イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）

ウ R C C M（都市計画及び地方計画）

エ R C C M（造園）

7 参加受付

(1) 受付期間

令和8年7月6日（月）から令和8年7月21日（火）17時まで

(2) 受付場所

渋谷区土木部公園課公園整備係（渋谷区役所本庁舎 11 階）

(3) 提出方法

受付期間内に受付場所まで持参または郵送すること。

※持参する場合は、事前に電話またはメールで持参日時を連絡すること。

※郵送する場合は、受付期間内に必着とし、特定記録郵便または簡易書留を使用すること。

(4) 提出書類

ア 参加申込書【様式 1】

イ 会社概要（会社案内パンフレット等）

ウ 同種業務に係る会社実績調書【様式 2】及び、その業務の内容が確認できる書類の写し

エ 労働条件調書【様式 3】

オ 主任技術者経歴書【様式 4】及び、技術者の保有資格及び実績が確認できる書類の写し

(5) 提出部数

ア 紙媒体 1 部

イ 電子データ（PDF ファイル） 1 部

(6) 参加資格審査結果の通知

参加申込書の提出があった者の資格審査を行う。参加申込書を提出した全ての者に対して、令和 8 年 7 月 31 日（金）に参加資格審査結果通知書を電子メールにて送付し、参加資格の可否を通知する。

8 本プロポーザルに関する質問

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に関わる質問は一切受け付けない。

(2) 質問方法

ア 提出方法

（ア）質問は【様式 5】に記入し、電子メールにて提出すること。

（イ）メールのタイトルは、「公園設計等業務委託（本町公園）（事業者名）」とすること。

（ウ）送信後は、電話にて受信確認を行うこと。

イ 提出先メールアドレス

sec-koenseibi@shibuya.tokyo

ウ 受付期間

令和 8 年 7 月 6 日（月）から令和 8 年 7 月 10 日（金）17 時まで

エ 回答

令和 8 年 7 月 15 日（水）

質問及び回答は渋谷区ホームページに公表する。

9 提案書の提出

(1) 受付期間

令和8年7月31日（金）から令和8年8月14日（金）17時まで

(2) 提出場所

渋谷区土木部公園課公園整備係（渋谷区役所本庁舎11階）

(3) 提出方法

提出期限までに提出場所まで持参または郵送すること。

※持参する場合は、事前に電話またはメールで持参日時を連絡すること。

※郵送する場合は、提出期限内に必着とし、特定記録郵便または簡易書留を使用すること。

(4) 提出書類

ア 業務実施体制【様式6】

イ 企画提案書【様式7】

A4横とし、表紙も含めて6ページ以内とする。

ウ 見積書及び内訳書（任意様式）

エ ランドスケープデザインに関する主任技術者または担当技術者の受賞歴【様式8】

（それが確認できる写し等もあわせて提出すること。）（該当ある場合のみ）

(5) 提出部数

ア 紙媒体

・企画提案書 正本（要押印） 1部

・企画提案書 副本（事業者を特定できる社名やロゴ等の表示がないもの。） 7部

イ 電子データ（PDFファイル） 1部

(6) 提案書の記載項目

提案書は、本要項、特記仕様書の内容を踏まえ、次の項目別に記載すること。また、提案内容の項目（番号）ごとにインデックスを付ける等、見やすく作成すること。

・項目1 会社概要及び実績

① 総従業員数及びその内訳（職種、構成人数、業務組織図等）

② 直近決算の資産状況（資本金、自己資本、純資産、純利益等）

③ 設立年及び営業年数

④ 取扱業務

⑤ 同種・類似の実績の概要を示すこと。

・項目2 実施体制及び要員

① 業務を実施する上での組織体制

② 当該業務を遂行するための人員体制

③ 区への報告、連絡体制

・項目3 プロジェクト概要

① 本業務におけるスケジュールを示すこと。

② 作業の概要及び進め方

（区への報告、承認プロセス、成果物イメージ等）について示すこと。

その際、作業を遂行するための経験・知見とその根拠についても併せて提案すること。

・項目4 業務内容の提案

「特記仕様書」の16.業務内容及び「事業概要」を考慮した業務内容の提案を次の事項を踏まえて示すこと。

- ① 背景・目的
- ② 課題・問題点
- ③ 業務を遂行するための事業者の強み・特徴及びその根拠

・項目5 その他

その他、提案等があれば項目5以降に追加すること。

(7)参加辞退

参加を辞退する場合は、辞退届【様式9】に必要事項を記入し、提案書の提出期限までに提出すること。

10 選定方法等

(1)選定方法

公園設計等業務委託（本町公園）プロポーザル方式業者選定委員会（以下、選定委員会という。）において、企画提案書等の審査、評価を総合的に審査し、総合得点の最も高い事業者を契約候補者に選定する。なお、評価が同点の場合には、評価項目における「提案内容」で点数の最も高い事業者を契約候補者に選定する。

※提案者が4者以上の場合は、企画提案書【様式7】について(3)評価項目に基づく書類審査により上位3者を選定するものとし、令和8年8月26日（水）に電子メールで審査結果を通知する。

※契約候補者が辞退した場合または特別な事情により渋谷区と契約締結ができなくなった場合は、次点の評価を受けた事業者と協議し契約を締結することがある。

(2)ヒヤリング

令和8年8月31日（月）（予定）

1 事業者につき説明10分、質疑応答20分、計30分とする。詳細は、企画提案書を受領後に別途通知する。

(3)評価項目

評価項目は、次のとおりとする。

- ・ 履行実績（会社・主任技術者・担当技術者）※1、実施体制
- ・ 業務への理解度、業務の実施手続き（スケジュール）
- ・ 提案内容（実現性、的確性、コンセプト及び公園整備方針への適合）
- ・ 資料作成力・説明能力、取組姿勢

※1 ランドスケープデザインに関して主任技術者または担当技術者が過去に担当した設計またはデザイン監修業務（公園に限らない。）について、客観的に評価を受けた実績がある場合は加点の対象とする。

(4)結果通知

ヒヤリングに参加したすべての事業者に対し、令和8年9月7日（月）（予定）に、自己の

結果のみを文書で通知する。

11 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。

内容	日程
参加受付	令和8年7月6日（月） ～令和8年7月21日（火）17時まで
質問受付	令和8年7月6日（月） ～令和8年7月10日（金）17時まで
質問回答	令和8年7月15日（水）
参加資格審査結果の通知	令和8年7月31日（金）
提案書の提出	令和8年7月31日（金） ～令和8年8月14日（金）17時まで
審査結果の通知 ※提案事業者数4者以上の場合に実施	令和8年8月26日（水）
ヒヤリング	令和8年8月31日（月）（予定）
契約候補者の決定	令和8年9月7日（月）（予定）
契約締結時期	令和8年9月下旬（予定）

12 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 本プロポーザルについて説明会は開催しない。
- (3) プロポーザルに係るすべての費用については、参加申込者の負担とする。
- (4) 提案書の提出は1事業者につき1件とする。
- (5) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
- (6) 提出書類に虚偽を記載した場合は失格とする。
- (7) 提出された書類は、本プロポーザル以外に提出者に無断で使用しない。
- (8) 本プロポーザルについて渋谷区情報公開条例（平成元年条例第39号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第6条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。
ただし、選考期間中においては、同条例第6条第3号の規定に基づき、開示の対象としない。

13 提出・問い合わせ先

渋谷区土木部公園課公園整備係（渋谷区役所本庁舎11階）

〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号

TEL：03-3463-3573

FAX：03-5458-4946

MAIL：sec-koenseibi@shibuya.tokyo